

## 4 学内共同教育研究施設

### 先端学際領域研究センター

#### 1. 平成16年度年度計画及び平成16年度重点施策・改善目標等に記載されている事項についての達成状況

##### (1) TARAプロジェクト

平成16年度は、新たに7つのTARAプロジェクトが研究を開始した。また、平成13年度に発足した1プロジェクト、平成14年度の5プロジェクト、平成15年度の7プロジェクトと併せて合計20のTARAプロジェクトが研究を実施した。

平成15年度TARAプロジェクトの中間評価と平成17年度TARAプロジェクトの選考を11月に公開審査で実施した。中間評価では3プロジェクト全ての継続が承認された。平成17年度TARAプロジェクトの申請は、18件（新規15件）あり、うち5件（新規2件）（別紙参照）が採択された。これらの審査では、従来通り学内審査員と学外審査員は1対2の比率で審査委員会を構成した。

##### (2) 大型競争的資金の獲得

平成14年度より引き続いて、TARAセンター教員が、科学技術振興事業団の戦略的創造研究推進事業の「ERATO」及び「CREST」の研究代表者、総務省の特定領域重点型研究開発の次世代ネットワーク技術開発の研究代表者、文部科学省の都市エリア産学官連携促進事業の研究代表者、「21世紀COE」の拠点リーダーとなり、数々の大型競争的資金を獲得している。

また、TARAプロジェクト等の科学研究費補助金等を含めた外部資金は約554,000千円であった。

##### (3) 産学リエゾン共同研究センターとの連携

アспект研究交流会、公開セミナー等（計8回開催）を実施し、産官学による研究者交流の促進を図った。

また、平成14年度より産学リエゾン共同研究センターが設立され、同センターとの連携により、共同研究開発および知的財産戦略支援等を通じて、研究成果の特許化、さらには実用化を進めている。

#### 2. 各組織における教育研究、運営上の特色ある取り組み及び教育研究、大学運営を円滑に進めるための工夫

##### (1) 人事及び研究組織

法人化に伴う機構改革で平成16年度から、TARAセンターは、センター人事委員会の設置が承認された。平成16年度は11回の人事委員会を開催し、研究組織人事を行った。

平成16年度中の人事は、次のとおりである。客員教員21名（I種12名、II種6名、III種3名）の配置枠のうち、計20名（I種12名、II種5名、III種3名）の客員教員をTARAプロジェクトに配置した。

TARAプロジェクトのリサーチ・リープ支援教員として講師3名、助手5名を任用した。非常勤研究員4名、研究支援推進員1名及びリサーチ・アシスタント（RA）5名を任用した。

##### (2) 任期制とアспект専任教授の再任資格審査

TARAセンターの6つの研究アспектには、専任の教授と講師が各1名ずつ配置されており、アспектは7年程度で見直すことになっている。

「大学の教員等の任期に関する法律」（平成9年法律第82号）が施行されたことに伴い、TARAセンターでは積極的に任期制を導入することになり、平成10年4月1日から「筑波大学教員の任期に関する規則」が施行された。アспект教授及び講師に正式に7年間の任期制（再任可。ただし、教授以外は1回限り。）が導入されたが、法人化に伴い今後は、当面5年間の任期制となる。

本年度末で7年の任期満了となる2名の教授がいることから、再任の可否を審査するルールの作成を行った。人事委員会のもとに学外委員を含めた再任資格審査委員会を設置して、再任資格審査を実施し、両教授ともに極めて高い評価を受けて再任された。

#### 3. 自己評価と課題

##### (1) 研究組織・研究環境

TARAセンターは、時代の要請に応じた最先端研究を常に維持・形成する目的で固定的な研究部門を置かず、研究アспектのもとに3年を研究期間とするプロジェクトを構成し、研究を推進する流動的研究施設である。平成10年度からTARAセンター専任教員に正式に任期制が導入されたことは、研究組織の流動化、研究活動の活性化に寄与するものであり、当センターの設立の理念が実現したものとして評価される。しかし、国立大学の法人化に伴い、任期制については改めて検討する必要性が生じている。特に専任教授の任期が5年となることは、人材確保の観点からそのインセンティブの問題と合わせて早急な検討が必要である。

TARAプロジェクトは厳密な外部評価を受けて採択されたものであり、文字通り本学を代表するような研究が殆どであるにもかかわらず、支援体制は極めて不十分である。1)プロジェクトが成立した際にすぐに研究を開始できるような研究環境の整備、2)先端的研究を遂行するために十分な研究費の確保と研究支援スタッフの充実等、今後も引き続き検討しなければならない課題が残されている。

## (2) 研究成果の社会還元

TARAセンターの設置目的のひとつは「研究成果の社会還元」である。当センターとしては、政府出資の研究所や企業の研究者を共同研究のチームに加えて、当該共同研究を進めることによって技術移転を推進することとしている。また、このほか、研究内容によっては、生じた発明について特許を出願し、特許の実施許諾を通じて技術移転を行うなど、研究を通して積極的に社会に貢献していくよう一層努力していくこととしている。平成14年度より産学リエゾン共同研究センターが設立され、同センターとの強力な連携を引き続き推し進めていく必要がある。

## (3) 外部資金

プロジェクトが独自に獲得する外部資金とは異なる「TARA資金」の受入れは依然として非常に困難な状況であり、この状況は当分変わる見込みがない。したがって、TARAセンターの運営に必要な資金については、別の方途により獲得する努力が必要である。

外部資金に関しては、平成16年度実績は、約554,000千円であり、これまでどおりTARAセンターでは、筑波大学の平均を遥かに越す割合で得てきている。しかしながら本来の姿としては、学内からの支援を一層受けられるよう引き続き努力していく必要がある。

## 平成17年度先端学際領域研究センターTARAプロジェクト

### [新規]

- ナノロジー研究アспект
  - ・新しい超高感度非線形分光法の開発とナノ物質への応用 (数理物質科学研究科 教授 舛本 泰章)
- 総合人間科学研究アспект
  - ・ミトコンドリアDNAの突然変異に起因する多様な病態発症機構の解明と治療戦略の探索 (生命環境科学研究科 助教授 中田 和人)

### [継続]

- 分子発生制御研究アспект
  - ・細胞形質のエピジェネティック制御 (人間総合科学研究科 教授 永田 恭介)
- 生命情報機能研究アспект
  - ・エネルギー代謝転写調節ネットワーク機構の解明と新規生活習慣病治療転写因子の特定 (人間総合科学研究科 講師 島野 仁)
- マルチメディア情報研究アспект
  - ・次世代生体機能・性状情報イメージ

## 外国語センター

### 1. 平成16年度年度計画及び平成16年度重点施策・改善目標等に記載されている事項についての達成状況

#### (1) 大学全体の平成16年度計画に記載されている事項についての達成状況

外国語については、外国語センターを設置して、全学の基礎科目共通科目として、英語191コマ、独語74コマ、仏語58コマ、中国語42コマ、ロシア語25コマ、スペイン語20コマ、朝鮮語8コマ、合計418コマの外国語の授業を実施した。

英語とドイツ語に関しては、英語・ドイツ語検定試験実施要領に基づき、英語・ドイツ語履修者及び検定不合格者を対象に、英語検定試験・ドイツ語検定試験を2月24日に実施した。2年生以上で前年度までの検定不合格者を対象に8月31日に8月期英語検定試験・8月期ドイツ語検定試験を、平成16年度卒業予定の者で検定にまだ合格していない者に対して、1月12日に特別措置英語検定試験を、1月17日に特別措置ドイツ語検定試験を実施した。

英語に関しては、4月と8月に習熟度別クラス編成のためのプレースメントテストを実施した。

#### (2) 外国語センターの平成16年度重点施策として掲げた事項についての達成状況

##### ①教育

ア. 実質陶冶としての言語教育：創造的な知性と豊かな国際性を備えた人材を養成し、学術文化の進展に寄与することを目的とした本学の建学の理念に基づいて、大学1年次終了に相応しい、「読む」、「書く」、「聞く」、「話す」ことのバランスのとれた実用的能力を養い、英語とドイツ語に関しては、学類で定められた必要単位は、各授業の評価と検定試験のいずれもが合格したときに認定した。

イ. 形式的陶冶としての語学教育：論理的思考はことばによって養われるものであることは、日本語と共に外国語の学習にあっても変わらないので、外国語の学習を通じて、深くものを考え、洞察し、推理する精神的能力を養うことを旨として、授業を実施した。

##### ②研究

ア. 外国語センター紀要『外国語教育論集』第27号（2005年3月発行、201ページ）を発行した。（第26号（2004年3月発行）は215ページ、第25号（2003年3月発行）は228ページ。）

イ. 他大学等から講師を招き、外国語教育に関する研究会を年3回行なった。

(ア) 第1回外国語センター研究会（10月7日）

講師：(株)アルク教育社 文教営業本部 金子 恵美子

演題：アルクのスピーキング・テストSSTと日本人の口語英語コーパスについて

(イ) 第2回外国語センター研究会（11月29日）

講師：聖徳大学教授 吉島 茂

演題：外国語教育——欠けていること、しなければならないこと——

(ウ) 第3回外国語センター研究会（1月20日）

講師：立教大学助教授 川崎 晶子

演題：大学における英語教育プログラム：立教大学の特徴と運営方針

##### ③その他（社会貢献、管理運営等）

ア. 高等学校・中学校の英語の教員を対象に英語教育学講座（公開講座）を4日間（合計24.5時間、7月6日～7月9日、参加人数18名）にわたり実施し、高校・中学の教員に対して、大学で培っている英語教授法等の知見を社会に還元した。

イ. 高大連携教育に関する支援活動を行った。（→2. (1)を参照）

ウ. サテライト教室の整備を行った。（→2. (2)を参照）

## 2. 各組織における教育研究、運営上の特色ある取り組み及び教育研究、大学運営を円滑に進めるための工夫

- (1) 平成16年度筑波大学外国語センターによる社会貢献活動の一環の高大連携教育に関する支援活動として、平成17年1月～2月にかけて計8回にわたり、茗溪学園中学高等学校において、「文化理解と外国語―グローバル時代へのパスポート―」と題して外国語センターの8名の教員が出張講演事業を行った。
- (2) CA310号教室をパソコン43台、サーバー3台、プリンター2台を設置したインタラクティブな授業が可能なサテライト教室に整備をした。

## 3. 自己評価と課題

- (1) 全学の共通科目としての外国語教育、プレイスメントテスト、検定試験等の教育活動をしかるべく実施し、また研究活動も活発だった。センターとしての所定の諸業務を果たしており一定の評価ができる。
- (2) 英語セクションが何年かに渡ってセンターの教育対象の1年次生ばかりではなく、全学学生の英語能力向上のために、長時間をかけて筑波大学全体の英語教育のフレームワークを作り上げたが、それに沿った授業を実施した。
- (3) 平成15年度教育改善推進事業経費の交付を受け、英語検定試験とTOEFLの外部テストとの関連性の調査が行なわれたが、その報告書が『TOEFLE-ITPの試験実施データによる学内英語定試験の改善』報告書（2005年1月発行、43ページ）として刊行された。
- (4) 中学校・高等学校の英語の教員を対象に英語教育学講座（公開講座）は毎年開講されており、専門分野における社会貢献を果たしており、高く評価できる。
- (5) 学外者を招き、外国語センター主催の研究会を英語に関して2回、ドイツ語に関して1回の合計3回開催し、学術的知見を大学院生も含めて共有し還元できたことは評価される。
- (6) 外国語センターの教員によるセンター会議と学群選出の委員からなる運営委員会という組織の造りは、センター勤務の教員の意向を十分に反映できるような組織とはいえないが、センター勤務の教員による外国語センター会議の意向の反映が実質的に図れるように、できる限りの運用上の工夫を行った。
- (7) 前年度の欠員人事、外国人教師の補充人事が順調に進み、平成16年度は空席枠のない状態で仕事を進めることができるはずであったが、平成15年度末に辞職希望者が出て、その補充人事が行なわれた。平成16年度末にも、辞職希望者があり、その補充人事が進行中である。外国人教員が特別配置第Ⅱ種であり任期が付いているために、センターでは補充人事が日常的になっている。今年度も、7件の採用人事が行われた。センターとして全学外国語教育実施に支障をきたさないための人員体制造りへの努力が続いているが、人員確保の抜本的な解決がぜひとも必要である。
- (8) 現行の予算配分では、教育機器の保守等を十分に行えなかった。今後何らかの抜本的な財政上の措置が必要となってくるという問題は依然として残されている。
- (9) 高大連携の一環として、平成17年1月～2月に茗溪学園中学高等学校の主催による講演会に外国語センターとして全面的に協力をし、協賛という形で「文化理解と外国語」と題して8回にわたる講演会を行なわれ、好評を博した。報告書の形でまとめる予定である。これは、大学での研究で培われて知見を広く社会に還元してゆく試みのひとつとして高く評価できる。

## 体育センター

### 1. 平成16年度年度計画及び平成16年度重点施策・改善目標等に記載されている事項についての達成状況

- (1) 教育
  - ① 平成15年度末に体育センター独自の学生による授業評価を実施した。その結果を集計し、各教員に配布した。全体の結果に関しては、スチューデント第08号（通巻548号）上に掲載した。平成16年度は完全実施を目指し、結果は97.3%の実施率であった。
  - ② 学生による授業評価に基づき、質問項目毎に評価の高かった教員の上位5名を体育センター内で公表した。

- ③ 学生による授業評価において特に評価の高かった教員を講師とする授業検討会（体育センターFD：授業改善ミーティング）を開催し、教員の授業改善への意欲を促進した。
- ④ 教員の授業相互研修制を創設するために、定時の授業で数名の教員で試行的に相互授業参観を行い、集中授業では授業研修を組織的に行った。
- ⑤ 学群との連携では健康・スポーツ教育専攻学群生のインターンシップに相当する「体育授業理論実習IIIv」を引き受けるなど、従来通りに推移した。体育研究科との連携においては、今年度新たに体育センター教員から研究指導教員5名を輩出した。
- ⑥ 共通体育評価委員会の立ち上げはならなかった。

## (2) 研究

- ① 大学体育改善のために体育センター担当教員からの拠出金によるプロジェクト研究を募った結果、9件の応募があり、内5件を採択し助成した。
- ② 大学体育支援システムの一環としてWeb上にスポーツ相談室を開設した。
- ③ 大学体育の情報ネットワークの構築、授業内容の情報コンテンツに関する整備については、本年度は2～4年生用のシラバスをWeb上に学内公開した。
- ④ 研究機関誌「大学体育研究」に記載された共通体育授業実践報告が3編となり、授業内容の検討や評価に向けた取り組みが多く取り上げられた。

## (3) 体育施設の管理運営

法人化後における体育施設の将来計画を策定する上で、今年度は施設点検の報告様式を改善した。更に、今後10年間を見通した施設改修計画の見直しと将来計画の策定に向け準備を行った。

## (4) その他（社会貢献、管理運営等）

- ① 体育会活動の指導と育成、スポーツ・デーの運営協力については、その機能は十分に果たした。
- ② 11月のつくばマラソンを例年通り、つくば市、読売新聞と共同開催した。
- ③ 広域型スポーツセンター構想については検討されなかった。
- ④ 本学体育科学系運動学類教員を中核として「つくばユナイテッド」が立ち上げられたが、本センター教員も積極的に参加した。
- ⑤ 地域住民へのスポーツ・健康関連情報の発信について組織的対応はなかった。

## 2. 各組織における教育研究、運営上の特色ある取り組み及び教育研究、大学運営を円滑に進めるための工夫

- (1) 特色ある大学教育支援プログラムへ向けて、昨年申請したスポーツinライブ推進支援システムを改善し申請を行った。その結果、最終選考は学内選考4位となり採択には至らなかった。
- (2) (社)全国大学体育連合（加盟400校）によるFD推進校の顕彰制度へ応募し、優秀賞を授与された。
- (3) 危機管理体制の組織化を図る一環として、体育センター教職員の緊急連絡網の整備、体育施設使用細則の見直し、使用心得の作成を行った。

## 3. 自己評価と課題

体育センターの基本的な役割については、平成16年度は概ねその役割を果たしたと評価できる。

重点施策の教育面ではほぼ年度計画を達成し、学生から高い評価を受け、(社)全国大学体育連合からFD推進について組織的な表彰を受けた。今後、本年度の自己点検・自己評価で明らかになった課題等について更に大学体育の改善に向けた取り組みが必要である。研究面では大学体育支援システムの構築について組織的な着手に至らなかったなど、課題を残した。体育施設の管理運営では施設点検報告書の書式を改善し、将来にわたる改善改修計画の見直しを行うなど実質的な活動が見られたことは評価できる。

改善目標について、教育面で予定された課題はほぼ達成され、学生による授業評価やその結果に基づく評価の高かった教員の授業発表検討会を開催することができた。この検討会の教員意識に与えた影響は大きく、検討会直後から具体的な授業改善に取り組む教員が続出したほどである。研究面では機関紙である「大学体育研究」の充実を改善目標に挙げたが、共通体育授業実践報告が増えるなど一定の成果を挙げている。また大学体育の質

的な課題を模索する研究が促進される契機ともなった。一方で大学体育を支える理論的中核となる原著論文の応募が少なかったことは改善すべき課題である。また、授業内容の情報コンテンツ、地域住民へのスポーツ・健康関連情報の発信などの計画が十分に達成されていないなど、大学体育や地域住民に対する情報の開示に向けた取り組みを促進する必要性が課題として挙げられる。

## 留学生センター

### 1. 平成16年度年度計画及び平成16年度重点施策・改善目標等に記載されている事項についての達成状況

- (1) 留学生支援等に関する業務を実施するため、留学生センターを設置した。
- (2) 留学生センター長の下に、3部門（日本語等教育部門、相談指導業務部門及び短期留学・交流部門）並びに事務部門を設置した。
- (3) 平成16年4月1日現在28ヵ国、101機関との交流協定が年度末には、29ヵ国103機関となり2件増加した。
- (4) 積極的に留学情報の提供を行った。
  - ①海外で行われる日本留学フェアへの参加
  - ②日本国内で行われる進学説明会への参加
  - ③インターネット、ホームページ等を通じた留学情報の提供及び掲載情報の更新
  - ④日本人学生の海外留学希望者に対する説明会の開催
- (5) 筑波大学留学生後援会会員の一層の拡大に務めた。  
(日本語等教育部門)
- (6) 教育留学生の日本語能力・ニーズに応じた多様な日本語教育プログラムを提供した。
  - ①日本語補講コースを一般日本語と技能・目的別日本語、アカデミック日本語に改編し、実施した。
  - ②日本語研修コースを集中・半集中の授業形態とし、大学院入試に対応しやすくした。
  - ③日本語補講コースに「ゼロ初級」の短期留学生等を受け入れ、実施した。
  - ④日本語・日本事情等科目の整理を行い、「日本語科目」は学類生だけでなく、短期留学生や正規生の受講を認めた。
- (7) 日本語・日本語教育方法の研究を行った。「日本語能力の測定と評価研究会」を2回開催、「SPOTのweb化に向けての研究会」（平成16年度科研費・代表者小林典子）を開催し、多くの参加者との情報交換を行った。
- (8) 日本語教育教材の研究開発の一環として、教材のPDF化、音声テープのデジタル化を行い、データ検索システムの整備拡充を行った。今後、日本語教育遠隔教育の基礎的データベースとして活用される予定である。  
(相談指導業務部門)
- (9) 留学生相談の内容分析を通して留学生の修学生活上の問題の理解を深めた。またそれを元に、留学生の真のニーズに少人数の相談員で対応できるようにするための方策（予約による相談受付体制の拡充、相談内容による対応の分散化）を採った。
- (10) 相談指導体制を整備した。
  - ①新入生留学生オリエンテーションの充実  
法人化に伴い、オリエンテーション用のビデオとスライドの更新を行った。
  - ②チューター制度の充実と効果の検討  
相談対象をチューターにも拡大した。
  - ③日常の修学・生活等に関する相談・指導体制の充実  
開室時間制の他に電子メールや電話による予約制を取り入れることにより、少人数でも効果的に相談・指導に当たれる体制を整えた。
- (11) 全学的教育組織間の相互連携・支援の一環として、相談指導部門の教員を全学5ヶ所（システム情報工学研究科、生命環境科学研究科、人間総合科学研究科、図書館情報メディア研究科）に分散配置し、教育組織にお

ける留学生相談窓口を開設するとともに、それらの窓口間の連携支援体制（相談指導担当教員間のメーリングリストによる連絡の緊密化・相談内容に関する相互支援・事故などの緊急時を含めた迅速な留学生関連情報の交換網）を確立した。

#### （短期留学・交流部門）

- (12) 筑波大学短期留学国際プログラム(JTP)の充実として、新たに生物学類提供の2科目を加え、合計66科目のJTP科目を提供した。また、科目の内容、開講時期などを周知するため、JTP専用のシラバス（冊子形態）を作成した。
- (13) 短期留学生の修学及び生活上の相談・指導体制の充実として、短期留学生のための願書、渡日直前に送る資料、及びJTP brochureを分かり易いものに一新した。
- (14) 短期派遣学生への情報提供と相談業務の充実のため、
  - ①米国ビザ取得、保険等に関する説明会を2回、及び離日前のオリエンテーションを開催した。
  - ②学生のTOEFL scoreの向上をサポートするため、「TOEFL-ITP」を2回実施し、またそのための説明会も開催した。
- (15) 短期留学生の受入れと派遣学生の支援体制の充実のため、
  - ①短期留学生は過去最高の106名を受け入れた。
  - ②高麗大専攻日語日文学科から、新たな枠組みで5名受け入れた。
  - ③Websiteの情報（短期部門に関する）の更新を行い、留学生にとってより分かり易いものにした。
  - ④海外留学生説明会を1回開催した。
  - ⑤日米UMAP学生交流コンソーシアムに参加し、同事業に協力した。

#### （地域社会との交流促進）

- (16) 茨城地域留学生交流推進協議会、筑波研究学園都市交流協議会国際交流専門委員会と連携を図るとともに、茨城県留学生親善大使事業、つくば市留学生交流員事業、国際理解講師派遣等を促進し、短期ホームステイを実施した。

## 2. 各組織における教育研究、運営上の特色ある取り組み及び教育研究、大学運営を円滑に進めるための工夫

- (1) 韓国の現職者日本語教師に対する再教育のための日本語プログラムの開設。

平成16年3月、京畿道外国語教育研修院と留学生センターとの間で「学術交流協定」が締結された。なお、平成17年9月から10月の4週間、48名の日本語教師の再教育が京畿道の研修院において実施される。また、この研修生の内成績優秀者12人を選抜し、平成18年2月から1ヶ月間、留学生センターでの研修が行われる。
- (2) 留学生の学習・生活実態調査と日本語能力追跡調査の実施

特に、学群・学類の新入学留学生に対し日本語検定試験を行うための試験問題を作成し、4月入学時において試験を実施した。また、Can do statement（日本語で何が出来るかについての自己評価問題項目）を作成し、Web上で行った。分析等は平成17年度に行う。
- (3) つくば市との交流事業の一環として、IT日本語プログラムの開設準備を行った。具体的な実施は、平成17年度。
- (4) 日本語e-learningを開設するための準備を行った。これは、上記1.(8)の研究成果を元に開発され、試作版を学内コンピュータ環境において発信した。
- (5) 留学生の在籍状況について、初めての一斉調査を行った。その結果を分析し、留学生個人について、在籍状況とともに指導体制の状況をも把握することができた。
- (6) 教育組織と連携し、日本人学生の長期派遣支援プログラムを開設した。
- (7) つくば市の国際交流事業の一環として、姉妹都市アーバイン市からの来訪者に対する大学紹介のための準備に取り組んだ。
- (8) 筑波大学奨学金／国際留学プロジェクトに取り組んだ。

### 3. 自己評価と課題

(1) 日本語教育の各種履修形態をより柔軟にすることを旨とし、各コース多くの改編を行ってきた。補講コースでは、よりきめ細かいクラスを開設することで、多様な留学生の目的に合った日本語の授業を提供できた。また、日本語研修コースにおいても、従来18週の集中だけであったが、半集中コースを開設することで、専門の授業への参加や試験の準備が容易になった。

しかし、「日本語・日本事情等科目」においては、補講コースの学生にも参加を認めたことで、本来履修する権利がある学群・学類生の日本語力を十分に伸ばすことができなかった。

この問題は、「日本語・日本事情等科目」の改編に伴う、学群・学類生を対象とした日本語検定試験と関係があり、平成17年度の課題である。

(2) 京畿道外国語研修院との「学術交流協定」の締結は、センターにとって以下の点において新たな方向を示唆する大きな業績であった。

①学内留学生等を対象とする日本語教育から社会人を対象とする教育への拡大

②学内共同教育研究施設である留学生センターが研究を前提とした協定を締結したこと。

この二点は、法人化後の留学生センターの位置づけを再考する上での大きなステップとなるであろう。

(3) 留学生に対する相談指導体制において、各研究科等に特有な問題への対応を充実させるため、全学レベルで各教育組織毎の相談指導体制とその連携体制の整備が急がれる。

(4) 短期留学生の受入れ数が過去最高の106名となったのが、最も評価できる点であり、これは本学の受入れ体制、JTP授業の内容が評価されたものと考えている。しかし、短期プログラムについては、未だ課題も多く、短期留学生のニーズに合った科目を提供するなど、改善すべき点が多く残されている。

(5) 派遣については、平成16年度、新しく「TOEFL-ITP」を開始し、100名近くの受験者があったが、これが派遣希望者の増加、あるいは派遣学生の質の向上につながるかどうかは、現段階では不明である。「TOEFL-ITP」については、学生からの要望も多く、平成17年度も引き続き開催する予定であるが、これに加えて、TOEFLに関する講習会などを開催し、留学を希望する学生をさらにサポートする必要がある。

### アドミッションセンター

#### 1. 平成16年度年度計画及び平成16年度重点施策・改善目標等に記載されている事項についての達成状況

(1) アドミッションセンター(AC)入試の企画立案と実施

①平成16年度AC入試第Ⅱ期を実施し、3名を最終合格者とした。

②平成17年度AC入試第Ⅰ期を実施し、81名を最終合格者とした。

AC専門委員、各教育組織からの申し出による委員とチームを編成してAC入試を実施した。これにより、各教育組織のアドミッション・ポリシーに適合した学生を選抜することが出来た。

現行の自己推薦書と面接を重視する「筑波方式のAC入試」には、大きな問題点の指摘はなく、定着していると考えられる。

(2) 本学の入試全体を改善するための調査

入学者選抜方法の改善に資するために、下記の資料を作成した。

①第2学期入学者選考のための参考資料

②推薦入学試験選考のための参考資料

③一般入学試験選考のための参考資料

④筑波大学における入学者選抜に関する調査研究報告書(平成16年度)

⑤アドミッションセンター入試自己推薦書概要集成(平成16年度第Ⅰ期、第Ⅱ期)

⑥アドミッションセンター入試自己推薦書概要集成(平成12年度第Ⅰ期、第Ⅱ期)

(3) 入学者選抜方法に関する研究

- ①国立大学入学者選抜研究連絡協議会において2演題を発表した。
- ②上記の論文掲載機関誌である「大学入試研究ジャーナル」に下記論文を発表した。  
「筑波大学AC入試追跡調査—卒業まで4年間の総括」
- ③AC教員が研究代表者、AC教員全員が研究分担者を構成している科学研究費補助金採択研究課題「中等教育の多様化に柔軟に対応できる高大接続のための新しい大学入試に関する実地研究」を進め、研究会を開催するとともに、報告書を作成した。

計画した調査研究計画は全て実施された。新たな入学者選抜方法については、引き続き議論を進める。

#### (4) 入学広報

- ①「平成17年度筑波大学入学案内」を編集発行した。
- ②46箇所の大学進学ガイダンス等に参加して、本学の広報に努めた。
- ③ACホームページを、広報戦略会議の協力により、本学ホームページから容易にアクセスできるように改善した。
- ④AC入試説明用リーフレット「筑波大学AC入試」を作成した。このリーフレットでは、本学志願者にとってAC入試の趣旨がよく分かるように、特に各教育組織の入学者選抜方針と合格者による自己推薦書のテーマを掲載した。

計画した広報活動の強化は達成された。

#### 2. 各組織における教育研究、運営上の特色ある取り組み及び教育研究、大学運営を円滑に進めるための工夫

国立大学アドミッションセンター連絡会議の幹事として、北海道大学、東北大学、九州大学とともにその運営に当たり、各大学との共同研究を進めている。

#### 3. 自己評価と課題

AC入試の企画と実施、本学入試全体の改善のための調査、大学入試に関する研究、本学に関する広報の全ての点で本センターは十分に機能していると考えられる。

今後の課題としては、本センターの活動実績とノウハウを基にして、入試の改善に関する提言を行うことがあげられる。

### 産学リエゾン共同研究センター

#### 1. 平成16年度年度計画及び平成16年度重点施策・改善目標等に記載されている事項についての達成状況

##### (1) 技術移転、大学発ベンチャーの創出支援

平成16年度中に10社の筑波大学発ベンチャーを新たに設立し、平成17年3月31日現在で累計35社となった。これは全国国公立大学中第6位の実績である。

##### (2) 公募プロジェクト方式による支援

3種類のILCプロジェクト（共同研究・創業支援・ベンチャー支援）の募集を、全学を対象として行い、その結果27件の応募があった。これらについては、学外委員を含めた学識経験者及び専門研究者等により構成した審査委員会において厳正な審査を行い、そのうち8件のプロジェクトを採択した（共同研究プロジェクト3件、創業支援プロジェクト3件、ベンチャー支援プロジェクト2件）。これらのプロジェクトは、平成16年4月から研究を開始しており、そのうち3つの創業支援プロジェクトすべてが、16年度内に筑波大学発ベンチャーを設立した。また、これら8件のうち、共同研究と創業支援の6件については、平均300万円の研究費支援を行った。

##### (3) 企業等との共同研究、受託研究の増大を図るためのリエゾン活動の充実

技術移転マネージャー3名、ビジネス・インキュベーション・マネージャー1名、産学官連携コーディネータ1名、シニア・コーディネータ（本学名誉教授等）8名、科学技術相談員28名等リエゾン活動を推進する体制の整備を図った。また、年間9回に及ぶ研究開発交流会の開催、17回の科学技術相談会の開催及び産業展等

への出展等を行った。その結果、共同研究の受入れ課題件数（189件、59件増）及び受託研究の受入れ課題件数（207件、25件増）は大幅な増加をみた。

(4) 産学官連携に関する調査研究の充実とそれに基づくシステム開発

大学発ベンチャーに関する全国調査を実施（5年度目）し、それに基づくベンチャー支援策の充実を図るとともに、利益相反に関する国内及び欧米の大学調査を実施して、それに基づき本学利益相反ポリシーの原案を作成した。

(5) 知的財産統括本部と連携しての本学知的財産管理体制の整備

コンテンツ・プログラム・データベース・ノウハウの取扱方針の策定、共同研究・受託研究に関する取扱方針の策定、利益相反ポリシーの作成等を行った。

## 2. 各組織における教育研究、運営上の特色ある取り組み及び教育研究、大学運営を円滑に進めるための工夫

(1) 地元金融機関等及び業界団体、つくば市、茨城県等との提携

地元金融機関（常陽銀行等）と提携してベンチャーの上場準備の支援（費用折半による人材の派遣）を受けるとともに、茨城産業会議やつくば市、茨城県等とも提携して共同で産学連携を推進している。

(2) 本学発ベンチャーの支援のためのベンチャー・キャピタルとの提携

日本アジア投資（株）と提携してビジネス・プラン作成支援を受けるとともに、ILCの教員等が関与してつくばテクノロジーシード（株）を設立して早期に少額の資金の投資を行っている。

(3) 名誉教授等の活用

本学名誉教授等をシニア・コーディネータとして活用して、企業出身の技術移転マネージャーや産学官連携コーディネータ等と組み合わせることにより、企業の需要に応じたきめ細かなコーディネート業務を推進するなど、リエゾン活動の充実を図った。

## 3. 自己評価と課題

(1) 本学の産学連携活動については、産学リエゾン共同研究センター及び知的財産統括本部等の組織体制が整備され、それに伴い技術移転マネージャー及び産学官連携コーディネータ等の陣容も整いつつあり、その結果、大学発ベンチャーや共同研究の件数については、全国の大学の中でも有数の増加率を示している。しかしながら、他方では、産学連携活動を支える財政的基盤が脆弱であり、毎年、年度当初に大学執行部と交渉することにより初めて財源を確保できる状況なので、産学連携活動の財源が制度的にある程度保証されるような仕組みを整備することが重要である。

(2) 本学の教員は学術研究を志向する者が多く、産学連携活動の充実や知的財産権の確保に対する関心が低い状況にある。産学連携活動を活発にするためには教員の意識改革を図っていく必要があり、そのためには全学的な産学連携推進体制の整備を図ることが重要である。

## 学術情報メディアセンター

### 1. 平成16年度年度計画及び平成16年度重点施策・改善目標等に記載されている事項についての達成状況

(1) 基幹ネットワークの安全で効果的利用の促進

ファイアウォールの負荷を分散して、ウイルス防御機能の効率を高めた。また、無線LAN等のアクセスポイントからのセキュリティ機能をたかめる認証装置を導入し、機能とセキュリティの両方を高めた。

(2) 学内統一認証機能の導入と試験運用

学生、教員、職員の各種サーバへのアクセスを容易にし、管理を一元化するために、学内統一認証機能の試験導入のためのWGを組織した。実験運用のために、情報学類の協力を得、センターと学類の間で、新しい認証システムの実験を行い、実験運用のための知見を得た。

(3) 大型分散システムの導入（レンタル計算機の更新）

分散サテライトに関しては数量、設置場所も含めて、増強を行った。高性能クラスタ計算機を導入し、大幅

に機能や性能の向上を図った。春日キャンパスへのマルチメディア計算機システムの更新も行った。

#### (4) e-Learning

Web-CTの導入、Web-CLASSの導入、Web-CTベースの教材の開発、動画編集システムを用いた教材の試験的開発を行った。

#### (5) ネットワーク管理委員会の設置

センター内に、ネットワーク管理委員会を設置し、全学のネットワークのセキュリティの維持や、ネットワークの安定な運用を図り、学内のネットワークの統合的に管理運用を行った。本部からの要請に応え、新しいセキュリティポリシーの立案を行った。

#### (6) サーバ等の受託管理サービスを開始した。

#### (7) 組織との連携

つくばWANを通じて学園都市の研究所等との間での研究活動の連携を図った。レンタルサーバやビデオ製作などの分野で、大学発VCと連携した。

### 2. 各組織における教育研究、運営上の特色ある取り組み及び教育研究、大学運営を円滑に進めるための工夫

#### (1) 採算性を考慮した事業モデルの導入

センターとして、多様な尺度で採算性の評価を行い、レンタルサーバやビデオ製作に関して、サービスを開始した。レンタルサーバに関しては、ハードウェアや管理コストを4年で償却するモデルを使用し、ビデオ製作室でも、多年度モデルで、採算性を考慮した。

#### (2) 協力教員制度の導入

広範な分野でセンターと学内各組織の連携を強化するために、センター外の教員に、協力教員として参加を求めた。特に、スーパーコンピュータに関しては、リソースの戦略的割り当てを行い、関連する協力教員と連携してワークショップを開催して、研究成果を公開した。

#### (3) 広報活動の強化

広報室を設置し、広報活動を強化した。パンフレットのDTPによるタイムリーなアップデート、機動的なサービスのビラ配布などを行った。

### 3. 自己評価と課題

(1) 基幹ネットワークについては、トラブルが目立つようになっており、計画的なネットワークの更新のための予算措置が重要な課題である。また、全学認証システム等などへ取り組みを強化する必要がある。

(2) 予算確保を前提として、セキュリティ部分も含めた基幹ネットワークの設備の更新を平成18年度末に向けて計画しているが、更新を行うまでの2年間をどのように現有設備を維持するかが1つの課題になる。

(3) スーパーSINETやつくばWANについての戦略的運用を考えていく必要がある。

(4) 安定化電源（CVCF）は、センター創設以来更新されておらず、著しい老朽化が進んでいる。これらの老朽化した設備の更新のための予算確保が重要な課題である。

(5) 本格的なe-learning設備の導入のための予算確保が重要な課題である。また、教育の中にe-learningを効果的に取り入れていくためには、学内の教育組織との間の緊密な連携が必要である。

(6) 中期的視野に立ち、レンタル予算全体を再編して、設備の最適な導入維持を計画する必要がある。ネットワークやe-learning部分のレンタル化の可能性を検討する必要がある。

## 研究基盤総合センター

### 1. 平成16年度年度計画及び平成16年度重点施策・改善目標等に記載されている事項についての達成状況

(1) 従来の5センター（加速器、アイソトープ、低温、分析、工作）を統合して研究基盤総合センターが発足し、学内教育研究支援活動が新たに展開されたことにより達成された。

(2) センターの各部門における達成状況は以下のとおりである。

#### 〈応用加速器部門〉

ペレトロン12UDタンデム加速器とその周辺装置の高度な維持管理により、高効率かつ安定なビーム供給を達成した（加速器の16年度運転時間は17年1月現在で約1600時間）。加速器元素分析，加速器質量分析（AMS），原子・物性・材料工学（一部は産総研との共同研究契約に基づく），原子核物理学等の研究において全学的な教育研究支援活動が推進された。さらに1MVタンデトロン加速器による磁性・電子材料開発のためのイオンビーム分析が行われた。特筆すべき事項としてクラスタービーム加速の開発研究の進展により，国内クラスタービーム研究の拠点整備が進行中である。

#### 〈低温部門〉

低温寒剤利用者への保安教育の一環として低温寒剤利用説明会を開催し（4月14，15日）教職員33名，学生378名の受講があった。また，労働災害の防止の一環として低温部門教職員に低温部門に必要な免許等の取得を行った。（吉崎亮造（鉛作業主任者技能講習），敦賀将太（高圧ガス製造保安責任者））低温寒剤の年間供給量は，液体ヘリウムが77,435ℓ，液体窒素が271,866ℓであった。昨年に比べ，液体窒素は2%の減であったが，液体ヘリウムは3.5%増であり，安定に低温寒剤供給を行うことができた。また，共同利用装置の利用については年間49名の利用者があった。

#### 〈アイソトープ部門〉

放射線管理区域の設定のない部局でのRI重大事故2件に全責任を持って迅速に処理し，研究基盤総合センターの放射線管理責任を果たした。新規に化学系の1グループが研究を始めた。また，「新規ユーザーの獲得」（改善目標等）において，生物系の院生・学生のユーザーが増大した。RI注入用イオン源には学外の研究所・大学の3箇所から利用の申し込みがあり，予備テストが開始された。

#### 〈分析部門〉

現有する大型分析機器および汎用分析機器の効率的有効利用に努めた。共同利用登録者（延べ人数）789名，各機器の稼動状況および委託分析利用状況とも良好であった。現有する大型分析機器および汎用分析機器の効率的有効利用のための，測定技術の向上を図った。本年度は，利用者の要望に応じて核磁気共鳴装置ブルーカーAVANCE-600での二重照射測定の改善を行った。また，イメージングプレート型単結晶自動X線構造解析装置用の結晶温度制御装置を導入し改善を行った。センター統合に伴った窓口業務閉鎖による取り扱いについては，利用者の理解を得ながら改善を図っている。各分析機器のマニュアルの見直しと改訂を進めている。本年度は，プラズマ発光分光装置のマニュアルの見直しと改訂を行った。新版の分析部門利用案内を作成配布し，機器の有効利用のための広報活動に努めている。

#### 〈工作部門〉

納期については例年の水準が維持された。実技講習会等，学内サービスの拡大については，公開工作室利用資格取得者が，9名から26名，利用件数は9件から34件と大幅に増加した。また，学外に対するサービスにも積極的に参加した。業務の効率化をあげるため，古くなった工作機器類の更新を行い操作性をあげた。依頼件数については，法人化に伴う研究費圧縮のため伸び悩んだ。この点については今後対策を図る必要がある。

### 2. 各組織における教育研究，運営上の特色ある取り組み及び教育研究，大学運営を円滑に進めるための工夫

- (1) 応用加速器部門では，原子分子ビーム科学および核物理関連の2つの国内ワークショップを開催し，当該分野の研究教育活動に貢献した。また，将来の科学技術を担う高校生の静電加速器施設見学を積極的に受入れ，16年度は合計916名に達した。アイソトープ部門では，特色ある取り組みとして，茨城県東海村への地域貢献としての「身近な放射線の測定」の出張授業を進めてきた。分析部門では，社会貢献の一環として，環境対策分野での民間との共同研究を始めた。工作部門の関連事項として，センター長およびセンター教員，技術職員が高エネルギー研究機構の工作部門職員とともに物質・材料研究機構の工作施設の見学を行い，意見交換とともに組織間の連携・協力の可能性を検討した。

### 3. 自己評価と課題

中大型実験施設を管理・運営する当センターは運営費の不足，人事の停滞等，他の国立大学法人の類似組織と

共通の問題を抱えている。他機関の動向に注視しながら、外部との連携・交流によってそれらの問題解決の可能性を模索している。

## 保健管理センター

### 1. 平成16年度年度計画及び平成16年度重点施策・改善目標等に記載されている事項についての達成状況

#### (1) 専門スタッフによるカウンセリングを実施した。

①精神・心理的問題を持つ学生に対し、保護者や関係する教職員等との連携を図りながら、個別の精神衛生相談や心理相談活動を実施した。また、修学や進路・就職等の問題についての相談・支援活動も実施した。延べ利用者数は精神衛生相談が2,184人、心理・修学等の学生相談が1,664人であった。精神衛生及び学生相談ともに担当教員が各1人ずつ減少し、利用者数は平成15年度と比較し各々191人、342人減少した。また、精神・心理的問題の予防のために、オリエンテーションや広報誌等を通じて啓発活動を実施した。学生生活支援室や学生担当教員室と連携し、その活動に協力した。

②精神・心理的問題を持つ教職員についても精神衛生相談や心理カウンセリングを実施した。精神衛生相談の延べ利用者数は343人、心理カウンセリングの延べ利用者数は90人であった。

#### (2) 学生及び教職員の心と身体の健康管理について専門的な支援を実施した。

①学生の健康管理のために、定期健康診断や特殊健康診断等を実施した。定期健康診断の受診率は学群生85.9%、大学院生62.5%であり、昨年とほぼ同程度であった。事後措置として、附属病院等とも連携しながら異常者に対する精密検査や生活指導等を実施した。

②教職員の健康管理のために、環境安全管理室と連携しながら労働安全衛生法等に基づいた健康診断体制の構築を図るとともに、一般及び特殊健康診断を実施した。一般定期健康診断の受診率は常勤職員83.9%、非常勤職員74.7%であった。事後措置として必要と思われる教職員に対して、附属病院等とも連携しながら精密検査や生活指導等を実施するとともに、センター以外の医療機関で行われた事後措置の状況を把握するためのシステムの構築の検討に着手した。

③内科、整形外科、歯科、精神科における診療、健康相談及び応急措置等を実施し、必要な場合には附属病院等の専門医療機関に紹介した。学生及び教職員の内科、整形外科、歯科の利用者数は延べ8,408人であった。

④感染症予防対策として、破傷風予防接種や医学専門学群生に対する各種ウイルス抗原抗体検査、各種ウイルスワクチン接種、ツベルクリン反応検査を実施した。実施者は延べ1,835人であった。

⑤健康障害予防のため100人に栄養相談を実施した。また、生活習慣病等の予防のための運動指導や禁煙指導等についての実施策の検討に着手した。

⑥センター内の掲示物、パンフレット配布、広報誌等への執筆、オリエンテーション等により健康教育活動を実施した。

### 2. 各組織における教育研究、運営上の特色ある取り組み及び教育研究、大学運営を円滑に進めるための工夫

(1) 学生相談活動の充実のため、インターカンファランス、心理検査、自己開発のための合宿セミナーを実施した。当番校として全国学生相談研究会議を開催し、全国の学生相談担当の心理カウンセラーの学生支援活動や研究教育活動の充実に貢献した。

(2) 労働安全衛生法に基づく安全衛生管理体制として平成16年度から大学の各事業場に産業医及び衛生管理者の選任が必要となった。センター教員の2名が大学本部等事業場の産業医、3名が衛生管理者を担当し、職場巡視や安全衛生委員会への出席等の活動を実施した。環境安全管理室と連携し、大学における安全衛生管理体制の構築に協力するとともに安全衛生の推進に努めた。

### 3. 自己評価と課題

学生相談や精神衛生相談に対する学内ニーズが増加している現状でカウンセラーや精神科医が減員となったが、これらの相談機能をさらに充実させるため、マンパワーの確保が必要であり、特に学生相談担当の心理カウンセ

ラーの増員が急務である。

国立大学法人となったため教職員の健康管理は労働安全衛生法を中心とした法規の基に運営されることになったが、今後さらに安全衛生管理体制の構築を進めるとともに、労働者の業務・作業内容の把握や心や身体への健康障害との関係の把握を十分に行い、健康管理の内容を充実させていく必要がある。